**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番　知念富信議員、１番　玉城陽平議員を指名します。

**日程第２．一般質問**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。

２番　大城重太議員。

〔大城重太議員　登壇〕

**○２番　大城重太君**　皆様、おはようございます。９月定例会トップバッターを元気よく努めたいと思います。よろしくお願いします。まず一般質問に入る前に所感を述べさせていただきたいと思います。この度の能登半島豪雨災害により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆様の安全と健康をお祈りしております。８月23日に、日本ＰＴＡ研究大会川崎大会があり、私も島尻地区ＰＴＡの会長として参加してきました。次年度は石川県大会ということで、石川県のＰＴＡの方々もたくさん参加しておりました。最後には、次年度石川県大会への引き継ぎのセレモニーが行われまして、壇上には石川県のＰＴＡ代表の方、そして能登半島地震で被災した方が登壇して、声を震わせながら現状の厳しさと、それでも踏ん張って来年度は必ず石川大会を実行するという強い意気込みをですね、力強く訴えていました。その姿に会場の誰もが感動してですね、応援の拍手を送っていたんですけれども、それだけにその１か月後のこの追い打ちをかけるような豪雨災害にですね、とても心を痛めている方もたくさんいると思います。ＰＴＡ関係者には。改めて一日も早い復旧をお祈り申し上げます。それでは一般質問に入って行きたいと思います。一問一答形式にてご答弁をお願いいたします。

　大問１、教育行政を問う。（１）コミュニティスクールの導入について検討していると思うが、現在の進捗はどうか。また南風原町の考えるコミュニティスクールはどういうものか。（２）部活動の地域移行の一環で部活動指導員を配置しているが、地域移行の最終地点はどのような状態と考えているか。（３）緑が多い翔南小学校では、環境美化に教職員の時間が多く使われている。緑が必要ない場所はコンクリートで埋めて草刈りの手間を省くなど教員の負担軽減目線で、ハード面の改善を考えられないか。（４）教育委員会は適切な数の職員を配置できているか。目的の達成や効率的な運営をするための人員計画をされているか。以上、答弁お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　大きい質問１の（１）のほうから。10月に、校長・教頭連絡会にて再度コミュニティスクールの説明会を行い、学校運営協議会委員を選定し協議会を発足する予定です。協議会を立ち上げることにより、ＰＴＡのみで教育目標を共有していた学校への協力体制が、ＰＴＡや地域コミュニティーとも教育目標を共有することで、地域全体で学校を支援する体制になることを想定しております。

　（２）についてです。部活動を地域の団体等が支える状態を想定した地域移行を考えております。

　（３）についてです。学校内の樹木は学校建設の際、計画的に植栽されていることから、現在コンクリートで埋めることは考えておりません。

　（４）についてです。職員配置につきましては、町行政改革推進本部会議にて、町総合計画目標の達成に向けた人員配置が計画され適切に配置されております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ご答弁ありがとうございます。まず再質問に行く前に、あらかじめこの１から４までの質問なんですけれども、これは全てですね、教職員の負担軽減、学校の働き方改革について共通するものだということで質問していきたいと思います。

　まず（１）です。コミュニティスクールについてですけれども、３月の定例会でも一般質問で玉城陽平議員が取り上げていたと思います。そのときには細かいところとか一番重要なところは聞いているので、あまり重複しないように質問はさせていただきたいと思うんですけれども、その続きとしてですね、あのときの質問の回答では、令和７年度から運用できる体制づくりを進めていくというような答弁がありましたが、現時点でも進んでいない状況が見受けられます。もう毎月のようにですね、４月、５月、６月、夏休み期間中も自分は学校におりましたので、校長先生とかにどうですか、進んでいますかとか聞いても、いや全然進んでいないよという状況で、地域もそういった話は下りてきてないし、私も南風原町ＰＴＡ連絡協議会の一員としてですね、町のＰＴＡにも関わっているんですけれども、そこでも話は一切聞けないという状況で、果たして大丈夫なのかという不安もあって今回一般質問に取り入れているわけなんですけれども。今後、動いていく、こう答弁を聞くとですね、再度説明会を行って学校運営委員を選定し協議会を発足する予定ということなんですけれども、このスケジュール感で来年度スタートできそうでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　今、令和７年度に全ての学校で立ち上げるような調整をしています。現時点では、今年度の途中で手を挙げた学校から先に立ち上げて、今年度まずは何校かで立ち上げて、それから次年度また全校というような今スケジュールになっています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　３月の定例会時点での回答では、中学校１校、小学校も１校、それぞれ選定してモデル校として令和７年度にスタートさせるというふうな答弁だったと思うんですけれども、それはちょっと変わったということでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。今年度変わったというよりは、前回令和７年度に向けて全ての学校がというところでしたので、モデル校を今年度どこかで立ち上げるというふうに、すみません。申し上げたつもりだったんですが、もしかしたら私の答弁がまずかったかもしれません。今年度４月からということではなくて、今年度後半に２校モデル校を立ち上げて、次年度からきちっと立ち上げられるように。残りの学校は、恐らく同じように次年度の途中からになると思いますので、全て４月１日からの開催ってなりますと、恐らく令和８年度にはなると思います。令和７年度の初めには、少なくともモデル校は４月１日からはきちっと立ち上がっているという状態になっているというような内容になっています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　今の話を聞くと、なおさらちょっと厳しいタイトなスケジュールになるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ぜひですね、もちろん学校、そしてＰＴＡですね、この際にはモデル校となる学校だけじゃなくて南風原町ＰＴＡ連絡協議会も集めて話をするとかですね、幅広く多くの人に、関わる方々に説明してもらいたいと思っています。もちろん地域の方々にもですね。なのでちょっと本当にタイトになるかなと思うんですけれども、その際にはぜひですね、３月の定例会で玉城陽平議員も言っていたんですけれども、人選をしっかりしてですね、例えば陽平議員も言っていたように推進委員をつくって各地域に配置するとかですね、そういった効率的なやり方を考えていかないと、なおさらこのスケジュールでは難しいと思うんので、そういった地域の力をぜひ使って進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。前年度から公民館連絡協議会等でも説明をしていたり、庁舎内では部課長会、いろいろあらゆる所で説明、学校長にも説明を行っているところです。またこれをさらに推進するためにＰＴＡ協議会や、また学校と話合いながらですね、説明の場というのは設けていきたいというふうに考えています。ただ私たちは説明は今続けてきていますので、それについては引き続き、人選については当然今学校と話し合っていますので、私たちも人選は重要だと思っていますので、そのように対応していきたいと思います。南風原町のほうで、やっぱり時間がタイトじゃないかというところもあるんですが、私たち学校応援隊はえばるがありまして、南風原町には。もともと地域の方が入ってくださっている部分もあるので、そのやっていることもまた協議会で話合っていくというところも重要じゃないかなというところもありまして、まずはこの国が目指している大きなコミュニティスクールの全体像を一気に始めるというよりは、今できていることやできることから協議会をまず立ち上げて、そこで一緒にみんなで話合っていきたいというふうに考えているというところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ちなみにモデル校となる学校、今発表できたりとか、公表できたりするんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　今、内々ではモデル校２校話はしているんですが、10月の校長連絡会等で話しして決定しますので、その後は公表できると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ありがとうございます。楽しみにしておきます。先ほどの答弁にも、学校応援隊はえばるが出てきたんですけれども、私もですね、これはほかの市町村にも本当に自慢できるところだなと思っていて、学校応援隊はえばる、そして地域コーディネーターも頑張っていて、このコミュニティスクールの説明図とか概要を見てみてもですね、もうそもそも南風原町はできているんじゃないかというぐらいですね、コミュニティスクール必要ないんじゃないかというぐらい南風原町はできていると思います。実際、２年前じゃないですね、もっと前か、コミュニティスクールを早めに始めている糸満市の方々からも、南風原町はこういう活動をしているからコミュニティスクール必要ないよねと言われるぐらい南風原町の取組はもうすごい、そもそもできているぐらいの取組だと思います。それだけにですね、コミュニティスクールを運営したところでどうなるんだろうというイメージが、ビジョンが私にはちょっと思い浮かばなくてですね、今すぐ必要なのかどうかというところを思っていたんですけれども。

　もう一つですね、文部科学省の新しい学習指導要領で、子どもたちが自ら課題を見つけ学び考え判断して行動できるように生きる力を育むことを目指しています。その基本理念として、社会に開かれた教育課程をうたっているんですね。この社会に開かれた教育課程というのを、これの実現にはですね、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な取組が非常に重要であるというふうになっていて、コミュニティスクールといえば学校運営協議会を置いて、地域住民と保護者等が学校運営に参画し、熟議を通して目標を共有することによって、地域と一体となった特色ある学校づくり、それを進めていくのがコミュニティスクールだと。これは学校づくりですね。学校応援隊でやっているようにですね、活動は地域学校協働活動になると思うんですけれども、そこが地域住民との参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携協働して行う活動というふうにあるんですね。なのでコミュニティスクールは学校づくり、地域学校協働活動が地域づくり、学校を核とした地域づくり。ひっくるめてコミュニティスクールというのは、この２つをセットで考えて始めてコミュニティスクールだと思っていて、自分が一番期待しているのは、この地域づくりなんですね。今、コロナ禍の後、なかなか地域の活動がコロナ前のようには戻らないというところで、地域活動が停滞している、社会教育団体が停滞しているといった状況で、この学校を核とした地域づくりができれば相乗効果で、地域のほうもまた盛り上がってくるんじゃないかなと思っているんですが、南風原町も同じような考えでコミュニティスクールを進めていくのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。私たちもそのように考えていまして、私たちが目指す姿の中に、やはり地域にとっても地域づくりの担い手が育つ地域だったり、学校を中心とした地域のネットワークの形成ができるようなコミュニティスクールで、学校応援隊はえばるとの連携というものを一体的になって、この学校の運営に取り組んでいきたいというふうに考えています。私たちもそのように考えています。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ありがとうございます。本当にそこには期待していて、糸満市の取組とか見てもですね、このカリキュラムというか、コミュニティスクールの取組の一環として子どもたちを綱づくりに参加させる、ハーリーに参加させるとか、地域の伝統行事、十五夜とかでしょうかね、伝統行事の際に伝統芸能を発表させるとか、そういった取組もしているようです。なので今、私の住んでいる照屋地域もそうなんですけれども、子どもたちの参加が、綱づくりとか十五夜とかですね、というのが少ない中で、そういった取組ができれば地域も本当に盛り上がるんじゃないかなと思っていますので、とてもそこには期待しております。ぜひその考えでですね、その目線で進めていただければなと思っています。

　もう一つ期待しているところが、教職員の負担軽減です。この夏休みが明けて学校始まる前に伸びた草を刈って、子どもたちに気持ちよく登校してもらいたいと思ってですね、私も夏休み中草刈り機を担いで学校中草刈って回っていたんですけれども、やっぱり同じ考えの方が地域にもいてですね、地域の方も毎日のように草刈りに汗を流していました。そこに学校の先生も、校長先生も加わって、学校と地域と、私保護者が一緒になったＰＴＡ作業ではない日、ふだんの日なんですけれども、こういった学校の環境整備とかを日頃からやっていた状況です。これが既にコミュニティスクールの目指すところかなとは思っていて、これにさらに加えてコミュニティスクールが始まれば、そういった意識を持った方々も増えてですね、これが日常になるんじゃないかなというふうに思っています。そうなれば先生方もですね、草刈り機を手に持つような時間も減って、通常本来ある業務に時間を割けるんじゃないかと思っていますので、またコミュニティスクールでまた地域の方々が学校に入って来る機会が増えれば教職員の負担軽減にもつながると期待していますので、そこにもぜひ目を向けながらやっていただきたいと思います。以上で次の質問に行きたいと思います。

　（２）の部活動の地域移行、この質問なんですけれども、まず今年度から部活動指導員を拡充してですね、大きく人数増やして配置していると思うんですけれども、その現状をちょっとお聞かせ願いたいと思います。例えば目標何名で、何名の予算で令和６年度取り組んできたところ、今現在何名の部活動指導員がいるとかですね、そういったデータがあればよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。私たちの目標は、全ての部活動に部活動指導員を配置することですので、予算もそのように計上しているんですが、現状はですね、運動部８名、文化部１名、今年は合計９名の任用というふうになっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　これは２つ中学校合わせての数字ですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　はい。２校で合わせて９名という形になります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　では部活動指導員ではなくて、外部指導員のまま活動されている方もいると思うんですけれども、外部指導員の数は今どれぐらいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　実際に活動されているという方の人数は把握していませんが、今年度名簿、学校から申請があった方の人数が、両校合わせて41名になります。南風原中22名、南星中19名というふうな形になっています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ありがとうございます。合わせると53名ということで、41ですか、50名、合わせると。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　４月の時点で部活動指導員として申請がなくて、先に外部コーチとしても登録している方がいて重複しているので50名ではないです。ほぼ外部指導者に近い人数。部活動指導員のみの方もいます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ありがとうございます。実際に、この部活動指導員の方の話とかですね、学校の部活動の顧問の先生とか現場の声もお聞きしたんですけれども、やはりですね、部活動指導員、とても助かっているというふうに言っていました。平日の指導だったりを顧問がつかずにですね、部活動指導員が見ることができるので、自分は部活動指導員にお任せして通常の自分がやるべき業務をやる時間ができたということで、とても助かっていました。これが本当に全部活動に配置できれば、とても学校の働き方改革、教職員の負担軽減につながるものだと思っています。これはぜひですね、とても学校の方々からの反応もいいですし、実際、これで学校の先生方のモチベーション上がっているので、ぜひこれを強く進めてほしいと思うんですけれども。今、なかなか数字が伸び悩んでいる状況で、何か課題があると思うんですけれども、何が課題だとお考えでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。前年度の採用人数、実は32名おりました。やはり今、課題となっているのが今年から会計年度任用職員に移行したんですが、任用の手続のわずらわしさということです。大体の方が仕事を持たれていて、それと部活動指導員を一緒にされているという方ですので、今働いていらっしゃる会社での兼務の申請だったりとか、そのような手続が出てきまして、それで私たちのほうもやり取りは続けているんですが、その観点でなかなか申請がしていただけないというところもあります。なのでその手続とかも、私たちがどのような形でうまく簡素化できるかとかですね、その辺も今ちょっと確認しながら、また進めている状況ではあります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　私もですね、まず真っ先にそれが課題なんじゃないかなというふうに想定できます。実際、地域にはですね、こういう手当というんですか、そういうのもいらないよ。実績もあります。子どもたちを長年指導してきたという実績もある。思いも、子どもたちに関わりたいというボランティア精神も強い。だけどちょっとハードルが上がってしまって資格が必要になったとか、指導する資格がないと部活動指導員にはなれないよとか、手続がちょっと手間がかかるとか、そういったところでちょっと外部指導員のままでいいというような考えの方も結構いるんですね。そこが本当に、おっしゃるとおりもったいないなというところで、せっかく人材はいるのに手続が全くそれと逆行しているような形で、本当だったら進めてもらいたいけど、この手続のせいでちょっともったいないなというところがあるので、何か考えられることがあればですね、県とか国のほうにも手続の簡素化とかを訴えてもらえたらいいなというふうに思っています。

　ちなみにですね、公務員の方が部活動指導員をやりたい場合、何か手続をしたら可能なんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。まずこれは公務員に限らず、雇用するに当たって週の残業時間の上限っていうものが決まっていますので、公務員を採用する場合には、やはり残業の確認とか、そういうのが出てくるので、実質厳しいような今状況です。やっぱり雇用主がまず兼務を認めるかということと、週の働ける時間が決まっているので、その部分を精査して働いてもらうという形が一番いいので、その部分をクリアにしてからじゃないと雇用ができないという状況です。必ずしも100％駄目とかというよりは、いろんな基準とかがあって、そこを満たしている方でないと駄目というような形になりますので、お答えとしては公務員が駄目とかではなくて、フルタイムで働いているので、その後にまた新しく雇用するとなったときに弊害があって、今採用に至っていないという形です。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ふだんの業務で残業等がなければクリアできるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　任用時間としては、任用できます。ただし前提として、公務員にかかわらず任用先の会社が兼務について、それを許可することが前提となりますので、何名かの方はその雇用主のほうに確認中というような形になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　私の調べたところではですね、教員の場合ですね、教員の兼職、兼業についてなんですけれども、部活動の地域移行の際に教職員の負担軽減が、これを目的にやっているんですけれども、教職員の中には引き続き部活動に関わりたいという方もたくさんいるんですね。そういった人たち、教員をどうやって救済するかというと、文部科学省ではそうした事情も加味して任命権者、これは任命している都道府県の教育委員会の許可を得ればできるというふうに、もちろん先ほど言った時間外の労働とか、休日労働の合計の時間が月単位で100時間未満とかという決まりはあるんですけれども、決まり上はちゃんとできる、決まりが教職員はあるようなんですね。南風原町の場合は、そういった方が、部活動指導員になりたいという方がいた場合、どのような対応になるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。南風原町の場合でも同じように、例えば町内の小中学校に働かれている先生であれば、沖縄県のほうの兼務許可が必要という形になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　南風原町役場の職員がやりたいといった場合は、町長、教育長は認める方向でしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　その辺、含めて今法律の確認等整備を行っているところです。そこがクリアになれば、可能であると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ありがとうございます。これが一番ですね、教職員の負担軽減になると思っていますので、ぜひですね、そこら辺をクリアしていただいてですね、多くの方が、気持ちある方々が指導に関われるように環境を整備してもらいたいなというふうに願っております。

　もう一つ心配があってですね、休日の地域移行ですね、休日の部活動にする際はクラブチームに移行するとか、そういった動きも出ているんですが、沖縄県もそういった重点施策の地域として、沖縄県もその中に入っていて、最近ブカサポって略称で呼ばれているんですけれども、ブカツ・サポート・コンソーシアムというところも、民間の辺りも立ち上がっていてですね、スポーツ庁の委託事業の重点施策実証地域に南城市と糸満市も含まれているんですね。糸満市と南城市も、民間組織のブカサポの支援を受けてですね、地域移行に積極的に取り組んでいくと思うんですけれども。そこで心配されるのが、この人事異動圏内である島尻地区で格差ができてしまうところなんですね。ここで格差ができてしまうと、南城市ではとても働きやすかったけど、南風原町に来たらとても働きづらいと。部活動がとても負担だ、南風原町は遅れているというふうに言われると苦しいな。働く学校の先生方も異動のたびにですね、大きな環境の変化を強いられるというのはきついだろうなと思うので、この最低でも島尻地区内である程度足並みをそろえてもらいたい、そこも大切だと思うんですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。今、南風原町は部活動の地域移行については、やはり地域の団体等で考えていますので、それを島尻地区で今統一しようというような議論はしていないです。ただ教職員の働き方改革の観点からでは、私たち今島尻教育事務所を中心に協議会とかありますので、その中で地域の格差とかというのを私たちも話し合っていくと思いますので、その中でまた機会があったら話していきたいというふうに考えています。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ぜひですね、島尻地区内の各市町村と情報を共有してですね、南風原町が遅れを取らないように足並みそろえて、周りの動向も注視しながら動いていってほしいなというふうに要望いたします。

　次（３）番の質問に行きます。緑が多い翔南小学校、ここですね、正門入り口入ってすぐ右側のところですね、急な斜面になっていて、のり面ですね、そこが全部雑草で覆われています。そこを毎回、玄関口なので、お客様が入るところでもありますし、やっぱり学校の顔でもあるので、そこは常にきれいにしておきたいなというところで、学校の先生方もですね、きれいに草刈っている状況なんですけれども、いかんせんのり面で、結構な角度のある斜面になっているので、そこの草刈りがとても危険を感じると。結構な面積もあるので、特にぬかるんでいるときとか、時期によっては雨露というか、草木が湿っていてつるっと行くようなときも、雨が降っていなくてもそういう時期がありますので、ここの草を刈るときにはとても神経を使うと。普通の草を刈るときよりも時間もかかるので、神経も時間も体力も使うというところで、翔南小学校は緑が多いので、学校建設の際に計画的に植栽されていることから埋め立てることは考えていないとはおっしゃっているんですけれども、当時の状況とですね、現在とでは全然違うと思うので、現在の状況を見て、また改めてこの計画を見直す、緑地の場所の計画を見直すとかですね、そういったところもできないかなというふうに思うんですけれども難しいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　議員、おっしゃった件については、学校のほうと相談しながら、どのような方向性をもって計画的に行っていくかということを協議してまいりたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　翔南小に限らずですね、ほかの学校でもそういった話はよく耳にするので、翔南小学校だけでなくほかの学校にもそういったところはないかというふうに見てもらいたいんですけれども。あとはですね、教職員の負担軽減といえば人材の確保とか働き方改革の仕組みづくりとかですね、そういったソフト面に目が行きがちなんですけれども、学校施設だったり整備だったりハード面でも先生方の負担軽減につながるポイントはあると思うんですね。なのでそこにも目を向けて、まずは先生方の要望を聞いてみるところから始めてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。ハード面からの支援ということも、今後考えていきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

　次に、（４）番です。教育委員会は適切な数の職員を配置できているかというところなんですけれども、コミュニティスクールの取組の遅さとか、あと部活動指導員の拡充で事務処理とか、作業とかも増えたんじゃないか、そこには対応できているのかとかという心配だったりとか、学校の働き方改革で逆に教職員は楽になっても行政側が負担になっているような事務処理とかですね、いろいろないかというところで、学校現場だけじゃなくて行政の現場に対しても働き方改革が求められるというか、そこの動きも心配しております。そこについてはですね、本当に充分と言えるのかどうか。いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　お答えいたします。課長のほうで事務量や、職員の経験年数も勘案しながら、平準化も図りながらですね、業務を進めているところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　部活動指導員の人数を増やして予算もその分つけたとか、そういった事業をする際にはですね、そういった業務も増えるというところまで想定して人数を増やすような要望を出すとか、いろんな計画が今学校現場でいろいろ、体育館の建設もありましたし、そういったところでいろいろ忙しいとは思うので、その分人を確保できるような人員配置を要望されてもいいんじゃないかと思いますので、全てはですね、子どもたちのよりよい教育につながってくるので、余裕がなければそういったこともできないと思っています。学校の現場も余裕を持って、行政の立場も余裕を持ってできるように取り組んでいただきたいなと思っております。

　それでは次の質問に行きたいと思います。大問の２です。喜屋武・本部・照屋地区の下水道整備状況を問う。（１）現在の進捗状況と今後の計画はどうなっているか。（２）かすりロードはアスファルトと比べると工事期間や費用面で影響があると思うが、計画上問題ないか。以上、答弁よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項２（１）についてお答えいたします。令和５年度は、汚水幹線工事、詳細設計を実施しました。今年度は、汚水幹線工事及び枝線工事を予定しております。令和７年度以降は、主に枝線工事を予定しており、令和９年度の事業完了を目指しています

　（２）についてです。かすりロードはタイル等での模様が施されていることから、通常のアスファルト舗装と比較して工事費や工期への影響はありますが、それを踏まえた計画となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ありがとうございます。（１）の質問なんですけれども、令和７年度以降は主に枝線工事を予定しており、令和９年度の事業完了を目指しているというところなんですけれども、これは照屋地区だけでしょうか。それとも喜屋武、本部、照屋の３字で令和９年度の事業完了でしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。喜屋武、本部、照屋、３地区の汚水整備工事の完了を目指しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　ぜひですね、計画どおり行くようにお願いしたいところなんですけれども。私も、今枝線工事しているところとかですね、毎日のように通るので、工事が着々と進んでいるというのは実際に感じております。ですので本当にうれしいなというふうに思っているんですけれども。この３字の住民の方々も、常にそこは、私のところはいつ来るのかなとかですね、気にされている、とても関心事が高いところなので、定期的に確認の意味を込めてこういった一般質問で、聞いていこうかなという趣旨で今回も入れているんですけれども。実際、自分の目で見て進んでいるのも確認できておりますし、こういった予定で動くということであれば、本当に進めていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

　（２）番に行きたいと思います。かすりロードがやはり一番とても気になるところなんですね。恐らく現状復旧でやると思うんですけれども、本当に計画どおりに行くのかどうかなというところと、以前の一般質問でもですね、かすりロードの質問をした際に、ここの照屋地区のかすりロードが大きく破損している、これを直してほしいという質問だったんですけれども、そこは枝線工事をするときにかすりロードを直すのか。それとも現状復旧なので直せないのか。例えばかすりロードが壊れている状況でこの枝線工事をしたときに壊れた状況に戻るのか。それともきれいにかすりロードが直るのか。これはどういう状況になりますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。かすりロードの際の工事のほうなんですが、タイル等の撤去で、可能な限り再利用のほうをしていきたいんですが、破損している箇所、下水道の工事箇所以外の部分に関しては道路管理者と協議しながら工事のほうを進めていきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　時間も時間ですので、もうそろそろ終わりたいと思いますが、ぜひですね、景観がよくなるように、住民が喜ぶような形で進めていってもらいたいなと思っております。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時56分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。13番　照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員　登壇〕

**○13番　照屋仁士君**　それでは一般質問に入る前に、文言の修正をしたいので、一時休憩をお願いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時57分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは一般質問のほうを進めて行きたいと思います。まず本９月議会は、令和５年度の決算議会に当たります。この令和５年度の取組については、約１年半前に議論をし成立した予算内容なので、改めて当初の目的やその議論経過について、私たち議会にはチェック機能と説明責任が問われています。最終日までしっかりその役割を果たしてまいりたいと思います。去る８月８日から９日にかけて、私は全国市町村国際文化研究所（ＪＩＡＭ）にて自治体予算を考えるというタイトルの研修会に参加をしてまいりました。その内容からも新人議員が多く、60名定員の予定が124名もの受講者がありました。改めて自治体予算の基本から学び直すことができたと感じています。その研修の中のグループ討議では、私の分科会は財源確保という分科会でありました。参加者の自治体の規模や状況などが異なることから、なかなか共通した議論にはなりませんでしたが、それぞれ参加者自治体の状況を知ることができ、学ぶことができました。私の選挙公約の中では、行政の見える化、財政の健全化、予算、つまり町民サービスの増額を目指しています。今回は南風原町財政の大きなテーマとして財源、その中でも地方交付税について質問をさせていただきます。一問一答でお願いします。

　大問１、地方交付税への考え方は。（１）、皆さん、お手元にお配りの別紙１、これは総務省の資料となっておりますが、交付税算定単位の費用について、南風原町の受ける地方交付税額の算定基礎として考えてよいか。（２）令和６年度南風原町におけるそれぞれ測定単位の数（表内Ｂ）を示せ。（３）補正係数や費目額の内訳（単位費用）、総額についても把握、試算をしているか。（４）別紙２、裏面にあります。別紙２、おおまかに基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が普通交付税とされているが、臨時財政対策債の制度があるにせよ、実際にその差額、つまり普通交付税の枠は埋まらない。つまり全ては交付されないと考えますが、どうか。お答えください。（５）この表を読み取ると、別紙１のほうですね。42項目のうち直接人口に関わる数値が15項目、間接的に人口に関わる費用は７項目ある。つまりこれから読み取ると、人口が交付税に大きく影響すると言えると思うがどうか。（６）繰越金や財調をはじめとする各基金などの残高、または各種債務は交付税などの得られる財源に影響しないか。お答えください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１、（１）についてお答えいたします。資料は、普通交付税の算定基礎資料となっております。

　（２）についてです。本町の費目ごとの測定単位は消防費、都市計画費、公園費の人口、下水道費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、清掃費、商工行政費、地域振興費の人口、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、包括算定経費の人口はいずれも国勢調査人口で４万440人。道路橋梁費は道路の面積60万6,000平方メートル、延長95キロメートル、公園費面積は都市公園面積の27万3,000平方メートル、小学校費は児童数3,362人、学級数132学級、学校数４校、中学校費は生徒数1,485人、学級数49学級、学校数２校、こども子育て費は18歳以下人口で１万４人、高齢者福祉費は65歳以上人口7,862人、75歳以上人口3,684人、農業行政費は農家数357戸、農林水産行政費は林業及び水産業の従事者数14人、徴税費は世帯数１万4,679世帯、戸籍住民基本台帳費は戸籍数１万1,885籍、世帯数１万4,679世帯、地域振興費（面積）及び包括算定経費（面積）は町の面積10.76平方キロメートルとなっております。また、公債費の測定単位は過去に借入れした地方債の償還額や同意額となっています。なお港湾費、高等学校費、生活保護費の該当はございません。

　（３）についてです。補正係数や単位費用等は、普通交付税算定時に示され把握していますが、算定時には把握できません。そのため普通交付税の試算は国が示した伸び率等を踏まえた県の試算表を活用しています。

　（４）です。普通交付税の額は、基準財政需要額から基準財政収入額の差額となりますので、理論上その差額全てが交付されることになります。

　（５）です。普通交付税の算定に国勢調査人口が測定単位として多く使用されていることから、同人口が普通交付税算定に大きく影響をしています。

　（６）です。普通交付税算定において基金残高による影響はありません。また、交付税措置のある地方債を活用した場合は、元利償還金について基準財政需要額に算入されます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それではお聞きの皆さんは別紙１を見ながらちょっと確認をしていただきたいんですが、表中の測定単位の項目、先ほど言いましたとおり40項目、下の２行も合わせて42項目ありますけれども、この項目については全国同様であり、同じ項目で算定をされているというふうに考えてよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり全国同じ項目で算定されております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　続いてですね、つまり南風原町における基準財政需要額、必要なお金の算定については、この表の中でいくと右端の単位費用掛ける先ほど（２）で答弁していただいた南風原町における算定単位の数値の合計から算出されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。基準財政需要額はですね、今お配りしてもらっている別紙１のほうをお願いします。左端の各費目ごとの南風原町の測定単位の数値にそれぞれの地方公共団体の自然的、地理的、社会的諸条件に対応するためのこちら補正係数のほうを掛けまして、この表には載っていないんですけれども、補正係数を乗じて補正後の測定単位を計算して、最後に単位費用を掛けて算出した各費目の合計から算出されることとなっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　今、丁寧な説明ありがとうございます。補正係数に関しては市町村の状況で違ってくるというふうに理解しますけれども、大きな枠はその補正係数もありますけれども、この右端の全国一律の単位費用掛ける南風原町の数値という、それに補正係数が関わるという理解でよろしいですね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。補正係数のほうがですね、各市町村の事情を考慮した形になりますので、こちらのほうも含めた上での算定ですね。測定単位掛ける補正係数掛けるの単位費用という形になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。先ほどの答弁を基にですね、（２）の数値に関しては私も表のほうに移し込んでみました。具体的に書き込んでみると、これに掛けられる単位費用が大まかな、補正係数はここでは分かりませんので、そのときどきの状況だと思いますので、大まかにはそれで理解をしたいと思います。

　（３）に行きますけれども、先ほどの答弁の中では人口についてですね、国調人口が示されていましたけれども、南風原町の毎年毎年の地方交付税の算定に当たっては、いつの時点の数値を使っているのか。その算定に当たってですね、南風原町でやっているのか国でやっているのか。どこがチェックをして、また算出をして、どのように予算化までされていくのか教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。普通交付税の当初予算の算出につきましては、毎年１月頃ですね、国の方から普通交付税の次年度の大まかな見込み、伸び率が示されることからですね、その見込み伸び率を踏まえた県のほうから提供資料がございますので、そちらのほうに前年度の町の普通交付税の実績を基に算出して予算化のほうをしております。算出については、町のほうで作成してチェックまで行って、県にも提供のほうをしている形となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは国の出すそれぞれの補正係数とか状況に応じて、試算自体は県から示される状況を参考にして、例年の予算組みをしているというふうに理解をします。

　次に（４）ですけれども、答弁の中ではですね、これは別紙２を見てほしいんですけれども、左側の基準財政需要額、つまり南風原町にとって必要なお金から自分たちの財源、税収を中心とする財源を引いて足りない分を全て国からやるというのが交付税の考え方で、近年はそれがなかなか足りないために臨時財政対策債を活用するようなところが出てきますけれども。答弁では理論上、その差額が全て交付されていると、されることになるという答弁ですけれども、これは今言った臨時財政対策債の穴埋め分も含めた考え方ということでよろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。臨時財政対策債は地方交付税の財源がですね、景気や消費の動向で大きく変更するものですから、その地方交付税の財源が不足した場合に、その不足分を補うために発行される特別な地方債となっておりますので、臨時財政対策債の発行も含めて全てが交付される形となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　つまりは臨時財政対策債も含むというふうに理解をします。その臨時財政対策債があるにせよですね、既にもともと充てるべき地方交付税の予算ですけれども、国のほうで総額が決められるわけですので、またその差を埋めるために先ほど言った臨時財政対策債についても、その償還は市町村が行うわけです。そういったことを考えればですね、市町村のほうでこの臨時財政対策債があるにせよ、その差額分を借りるかどうか、そういったことも全て抱える必要はないというふうに私は考えますけれども、それについての見解はいかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。先ほども答弁しましたが、臨時財政対策債は地方交付税の財源がですね、大きく変動があることから、地方交付税の財源が不足した場合に、この不足分を補うために発行する地方債となっております。なのでこの臨時財政対策債を発行することで地方公共団体が必要な財源を確保して、必要な行政サービスを維持することが可能になります。またですね、この臨時財政対策債の後年度の元利償還金の返済については、翌年度以降の地方交付税で全額補塡され、地方自治体の財政運営に大きな負担がかからないような制度となっていることから、必要な行政サービスを維持するためには、この臨時財政対策債の活用も必要と考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。臨時財政対策債の意義づけ、これ自体も償還に関わるところも基準財政需要額に反映されるということで、この別紙２で言う一番左側のパイが大きくなるというふうに理解はするんですけれども。この図にあるとおりですね、今の臨時財政対策債以外でも様々な事業の中でですね、後年度交付税措置というような説明がよくなされます。しかしながらその交付税措置というのは、基準財政需要額を引き上げる措置だというふうに理解すると、この表にあるとおり実質その毎年変わる税収分は引かれるわけですから、どんなにパイが上がっても税収に左右される。そういうことでいくと、その税収を引いた差額分しかこの交付税、基準財政需要額としかならないために、翌年の交付税に算定されるという優遇措置は、ないよりはあったほうがいいんですけれども、必ずしもその分のお金が全て戻ってくるわけではない。そのように考えるわけですけれども、その考え方でよろしいか、お答えいただけますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。普通交付税の制度になるんですけれども、こちら地方公共団体が行政サービスにかかった経費に対して一定割合を交付するような国、県の補助金とは違いまして、地方公共団体の財政力の格差を是正して、全国どの地域でも必要な行政サービスを提供できるようにするための財源補塡制度となっておりますので、それぞれの地方交付税でかかった経費が交付される制度ではないということとなります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　今さらですけれども、聞いている町民の皆さんに分かりやすく答えてほしいんですが、必ずしもお金が戻ってくるわけではない。それとも必ずお金は戻ってきています。どちらでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　ただいま仁士議員からのご質問は、臨時財政対策債の後年度交付税措置について全額返ってくるかというご質問だと思いますので、それについてお答えいたします。臨時財政対策債に限っての国の考え方については、例えば臨時財政対策債を発行しない、それを除いた分の交付税の基準財政需要額、収入額がありまして、その差額を見た場合と、それと臨時財政対策債だけを加えた場合、これは丸々100％来ますので、理論上は全額後年度の交付税に算定して交付されるという考えとなっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　今、最後のところだけ取ると、必ずお金が戻ってくるというふうに理解しますけれども、その考え方でいくと、この別紙２の表でいくとですね、ここのほうが上に余るような気がするんですけれども、そのような考え方でよろしいですか。基準財政収入額のところが上振れするような気がしますけれども。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは仁士議員のご質問に対してお答えいたします。こちらのほうは基準財政、仁士議員が先ほど述べたとおり元利償還については基準財政需要額に算定されます。ですからこの需要額の、今現在これがない場合としますと、基準財政需要額にプラスされますので、交付税は伸びると。ですからプラスされた分は満額入ってくると、理論上はそういう考えとなっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　町民の皆さん、この表を見ていないので分かりにくいと思うんですけれども、基本的にはこの基準財政需要額が増えるわけですよね、左側のパイが。この差は、臨時財政対策債も含めて理論上埋めているから、必ず戻ってくるという理屈でよろしいですよね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　基準財政収入額には臨時財政対策債は加味されませんので、入ってきませんので、あくまでも償還について臨時財政対策債は需要額に参入されるということになります。ですから先ほども述べたとおり臨時財政対策債の交付税措置の限定にした場合は100％返ってくるということになっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　なかなか図面で示して分かりやすいようにということで、私が言っているのはこの表でいくと３番目のところの普通交付税がこの増えた分ここも増えますよねということなんで、その辺りは私の理屈でいくと臨時財政対策債、南風原町においても今全て利用しているというふうに理解していますけれども、基本的な基準財政収入額というのが動くのでですね、そういうことでいくとどんだけ基準財政需要額を引き上げても、収入は減じられた上での差額ですから、足し算引き算、分かりやすくいうとお金で戻ってくるわけではなくて枠で戻ってきているというふうに考えるところなんですけれども。ちょっと町民の皆さんには、非常に分かりにくい制度だなというふうに改めて感じるところです。行ったり来たりになりそうですので、次に進めたいと思います。

　（５）ですけれども、この別紙２にあるとおり地方税の収入についてですね、基準財政収入額のところになると思いますけれども、住民税や固定資産税などにおいてもですね、人口というのは当然大きく影響してきます。町民の皆さんに税収についての説明をするときに、先ほどの基準財政需要額、さらにはこの市町村にとっての基準財政収入額を計算する上でも、人口が最も税収を左右すると私は言えると思いますが、それについての見解をお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　税務課長。

**○税務課長　新垣奈津子さん**　お答えします。人口が最も税収を左右するのではないかというところですが、固定資産税につきましては所有する資産に対して課されますので、最も影響が大きいのは大型家屋、大型店舗の増加、それに伴う償却資産の増加が大きいと考えております。また個人住民税につきましては、議員おっしゃるとおり人口の増加は税収増につながる要因の１つと考えております。加えて固定資産税同様、大型店舗等の企業参入によって雇用が創出されることで個人所得の向上につながり、個人住民税や法人住民税の増加も期待されますので、税収の増加については人口の増加と企業誘致が重要と考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　税務課長のほうからですね、税額を含めた回答だというふうに理解しますけれども。ここでは私はですね、項目値として考えたときにやはり人口が非常に大きな割合、先ほどの表の中でも15項目あるわけですから、町民の皆さんにいかに分かりやすく説明するかといったときに、やっぱり人口掛けるこの数値というのが15項目あると。これはもちろん交付税算定だけですけれども、税収においてもそのように考えられるというふうに私は思います。

　（６）に進めたいと思います。繰越金とか財調、つまり貯金ですね、貯金について、また借金について、交付税には影響ないということで安心をしております。併せてですね、効率的な運用をこれからもしていただきたいというふうに思いますが、今回決算議会ということで決算状況を各市町村全国表す資料としてですね、統一のツールで決算カードというのがあります。その財政に関わる数値がほぼ全て記載をされています。見てみると、Ａ４だからかもしれませんけれども、非常に細かい数値で見にくいのは見にくいんですが、総務省のホームページのほうでですね、南風原町を含む全ての市町村分が公表をされています。南風原町において、この決算カードはどこでどのように活用されているか教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。決算カードのほうはですね、議員ご説明のとおり各市町村の財政に関する数値のほうが記載されておりますので、町と類似団体との財政状況の比較とかですね、あと町の財政状況の特徴の説明資料として活用しているところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　これ何か南風原町のホームページとか、決算資料とか、何か南風原町で見る方法もありますか。私は総務省のところから拾ってきてプリントアウトしたんですけれども、なかなか目に触れる機会がないなと思ったものですから、その辺りの活用についてもちょっと教えていただけますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。決算カードのほうは、町のホームページのほうで公開のほうをしています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　決算カードですね、なかなか多岐にわたって、なかなか見ない項目も結構あるんですけれども、先ほど言った交付税算定の数値とかですね、この決算カードを見ることによって統一の基準で比較できる、全国どの市町村でも同じようにやっている、そういったのが見て取れる資料としては、今後私も注視していきたいなというふうに考えます。

　それでは大問２のほうに移ります。タクシー初乗り助成の拡大をせよであります。昨年の決算議会での留意事項として、タクシー初乗り助成の要件緩和が進んだ点を評価します。現在は、移動困難者への支援ではあるが、そのほかにも様々なメリットがあると考えるため、提案を含め質問をいたします。（１）タクシー初乗り助成の拡大が一歩進んだ。これまでの経緯・実績を説明せよ。（２）新たな取組として「ｍｏｂｉ（モビ）」も始まった。比較検証すべきと考えるがどうか。（３）バス路線の再編について協議すべきと考えるがどうか。（４）タクシー初乗り助成は、経済性や利便性も高いと考えます。助成拡大に向けて取り組んでほしいがどうか。お答えいただければと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項２、（１）についてお答えいたします。高齢者外出支援タクシー料金助成事業は、令和４年７月から事業を開始しております。75歳以上の独居及び高齢者のみの住民税非課税世帯で、町内及び近隣市町村に支援をする家族等がいない方を対象としておりましたが、令和６年度より年齢を引下げ70歳以上を対象とし、町内に支援する家族等がいない方へ条件を緩和しました。令和４年度は29名へチケットを交付、利用件数は501件、実績額28万560円、令和５年度は43名、1,080件、62万4,800円、令和６年度は８月末時点で69名、503件、40万2,600円となっております。

　（２）です。今年度のモビの実証運行を踏まえ、比較検証や方法について調査研究をしてまいります。

　（３）です。バス路線の再編につきましては、手順や市町村からの申し出による協議が可能かどうかも含め調査をしてまいります。

　（４）です。高齢者外出支援タクシー料金助成事業は、移動手段の確保が困難な高齢者の福祉の向上に寄与する目的で実施をしております。助成拡大については、今後検討をしてまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それではまず（１）ですけれども、これまでの経緯と実績ということで、この要件緩和の内容、また年度ごとの実績を示していただきました。事業が継続をされ、また要件緩和をされた影響もあると思いますが、今年度に関して途中ではありますけれども、利用実績も増えているなというふうに見て取れます。その中で利用者の声とかは、どうなっているでしょうか。要望や課題などがあるかお伺いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　ご質問にお答えします。利用者からは、とても助かるといったような声があります。要望、課題等、今のところ特にございません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　サービスを受けている方々にとって、喜ばれているということで理解をします。

　（２）のほうに行きます。モビですけれども、前述のタクシー初乗り助成、つまりタクシーチケットにしてもですね、また今回始まったモビにしても、同じく町民から見ればタクシーであることには変わりありません。現在の初乗り助成とは、担当課や目的が異なるかもしれませんけれども、町民から見れば交通弱者、またそういった意義で、町民から見れば意義は同じの部分もあるというふうに私は考えます。今２つある両方のツールですけれども、利便性や経済性について検証を行ってほしいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。タクシー初乗り助成とモビとは、多少目的が異なりますので、一概に利便性や経済性を比較するということはちょっと厳しいかなというところは考えておりますが、ですが今年度始めたモビの実証運行を踏まえ、比較検証の方法について今後調査、研究していきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　今回の質問の趣旨は、タクシー初乗り助成の拡大ということでありますが、トータルで言えばですね、町民の皆さんにとってこの公共交通がどういった役割を果たしていくのかとか、今後南風原町にとってですね、どういう位置づけになっていくのかという視点であります。

　それで行くと（３）に行きますけれども、バス路線についても公共交通としては一つの位置づけですので、当然バス路線との比較についても必要だという観点でですね、協議すべきというふうに質問したところ、今後検討してまいりますということです。これは以前にも質問の中で、赤字路線解消のところでも聞いたことがありますけれども、今言うこの町民の公共交通、利便性の観点からバス会社と協議や情報共有した実績などもあるかどうかですね、教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。バス路線の再編についてはですね、南風原町の交通基本計画を策定するに当たって、町内を運行するバス事業者ですね、那覇バス、琉球バス、沖縄バス、東陽バスに対して、町の公共交通の課題であったり今後の方針について意見交換をさせていただいたところでございます。その中で、当然バス事業者の大きな課題としてはですね、当然運転手不足であったり、また利用者の不足などの大きな課題があるので、バス路線の再編については非常に厳しい状況ということで一応伺ってはいます。ですが今後は南風原町だけではなくて、広域ネットワークとして周辺自治体を含め、また国、県、関係機関と連携した上でですね、バス網の再編の可能性について中長期的な視点でですね、調査研究していきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ぜひ取組としてですね、お願いしたいと思います。

　４番に行きますけれども、このタイトルにあるタクシー初乗り助成というのは、先ほど申し上げた趣旨としては、南風原町の住民の皆さんの利便性、経済性、それから継続性を考えた上での提案です。南風原町の交通基本計画でも、策定に当たり様々な調査結果を踏まえてですね、また可能性についてもいろいろ示されています。その中で、このタクシー初乗り助成というのが既に運用されており、工夫をすればですね、この今後に向けての調査の対象としても可能だというふうに私は考えています。そういったところでですね、このタクシーの初乗り助成の拡大に向けてその経済性、モビ、公共交通、バス路線、いろいろな方法がありますけれども、一番手早いのはこれじゃないかなというふうに私は考えているわけです。ただその裏付けは現在持ち合わせていませんので、その調査研究を何らかの形で進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。南風原町の交通基本計画でおっしゃったように、いろいろな町民が移動しやすい環境づくり、地域公共交通を含めた移動しやすい環境づくりを掲げておりますので、その中で当然モビであったりタクシー初乗り助成というところがあると考えております。その中で今後、７月からしかまだ実証運行始まっていませんが、このモビの効果分析を踏まえて、分析した中で先ほど言った利便性であったり経済性というのを慎重にですね、調査研究していきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　公共交通政策についてはですね、その調査の中でもそのタクシーの有用性については記載があります。そういった中でですね、今言う既存のタクシー、路線バス、また新たな、例えば公共交通、鉄軌道を含めた、そういうところも実現の可能性として考えたときにですね、幾つかまだまだ階段があるのかなというふうに考えます。モビの新たな取組が始まったことは評価しつつも、同じタクシーを利用するという観点から言えば、町民生活にもっと密着しているのがこのタクシー初乗り助成じゃないかという提案ですので、引き続き調査検討をしていただければと思います。以上で終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時37分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。６番　大城雅史議員。

〔大城雅史議員　登壇〕

**○６番　大城雅史君**　皆さん、こんにちは。一般質問の前に一言申し上げます。去った令和６年７月27、28日、津嘉山区においては21年振りの大綱曳が開催されました。当日はですね、万全の体制にて臨み、赤嶺町長をはじめ多くの来賓の方がお見えになりましてですね、成功裏に終えることができました。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。町に関しましては、記録映像のほうもですね、費用を捻出いただき、次年度の継承をするためにもこれを生かしながら頑張ってまいりたいと思います。伝統継承に鑑みては綱曳自体大変すばらしい内容と思っておりますので、今後とも町と地域の連携を密にし、引き続き地域のイベント及び本町の行事に積極的に参加していきたいと思います。それと、実は津嘉山区ではですね、今回の大綱曳のＤＶＤを１枚3,500円で販売しております。町長をはじめ各役職員の皆様におかれましては、ご購入いただけると助かると製作者の方がおっしゃっておりましたので、よろしくお願いいたします。それでは質問について、一問一答にてお願いいたします。

　質問事項、大問１、津嘉山小学校屋外環境整備を伺います。（１）運動場のトイレはイベントなどがある際に、利用頻度に応じて排水が悪く詰まりが発生している。その原因と今後の対策を伺います。（２）夜間にトイレットペーパーの無断持ち出しがあると聞くが、現状を把握しているか伺います。（３）運動場周辺草木が繁茂しており、近隣の農家から「種子が飛散しているのではないか」との声があります。高所の場所にあり、ＰＴＡ作業ではなかなか対応は厳しいと思います。早めに草木の伐採はできないか伺います。以上、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　質問事項１の（１）についてです。運動場のトイレ排水が悪いという報告はありません。トイレについては、学校長に適切な管理を行うよう指導してまいります。また、大多数の参加が予定されているイベントに関しては、主催者側に対し簡易トイレなどの設置を促してまいります。

　（２）についてです。トイレットペーパーの持ち出については学校より連絡を受けております。

　（３）についてです。現場を調査し、対応してまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　答弁ありがとうございます。順を追って質問させていただきます。まず運動場の屋外トイレの件なんですが、今回、大綱曳の際もトイレの使用に関していろいろ意見がありました。去年の11月に津嘉山のほうでは青年会のイベントエイサーがありまして、その際、トイレを利用する際に水浸しになっており、こういった現状が続いております。通常どおり使う分に関しては問題ないということなんですけれども。ただ学校側から報告がないということですが、実際使っている住民、例えば今回の大綱曳、前回の青年まつり、水浸しになっている状況がありますので、それを調査研究した中での改善を求めますがいかがでしょうか。ご答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　ご質問にお答えいたします。今、現状ではですね、学校のほうからは運動場のトイレの排水が悪いという報告がないです。私たちとしては、学校のほうから排水が悪いよという報告があれば適切に対応してまいりたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　じゃあ私たち住民が校長先生にお話しし、改善を求めたほうがよろしいということでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　学校長のほうに相談されてください。私たちのほうにも相談しても構わないですが、学校側としていろいろ私たちも相談して協議してまいりたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　現状、私たちはその状況を見ていまして、学校側にも訴えていますけれども。もともとトイレが詰まること自体がちょっとどうかなという意見がありまして、こういった部分に関しての調査研究というのは、私どもから申し上げた中で対応することはできないでしょうか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　調査研究という言葉に少し引っかかりがあって、ちょっと答弁が錯綜していると思うんですけれども。学校のほうから通常使う分にはトイレに異常はないということですので、教育委員会としては、一遍に大勢の人数が使うことによって、その学校のトイレがきちんと機能できない状態に陥っていると。そういうこともあって、大多数の参加者が見込まれる場合は簡易トイレを設置してほしいということを、そのイベントの主催者のほうに言っていくということを申し上げたわけなんですけれども。教育委員会としましてもですね、それが学校のトイレの設備が原因でそうなっているということであれば、それは改善しないといけないということです。ただしかし、今現状としては学校のほうからそういう不備があるというふうなことがないのでですね、議員がおっしゃっているように調査研究というところについては、少し疑問を感じているところなんですけれども。こちらのほうからもですね、学校長のほうにどういう状況なのかということは詳しく調査させていただいて、今後の対応は考えていきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　教育長、どうもありがとうございます。実際、やはり利用者としてはかなり困ったケースがあります。せんだっての大綱曳に関しては、トイレが使用できないということで体育館のトイレ、あとは津嘉山歴史資料館のトイレを開放した中でのトイレの利用を促しておりました。そういった意味も含めてですね、早めの対策を取っていただきたいと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

　次に（２）夜間のトイレットペーパーの件に関してです。せんだって校長先生のほうからトイレットペーパーの件にて相談がありました。実際、せんだっての一般質問においても学校の防犯カメラの件で質問させていただいたんですけれども、今後、例えば鍵をかけるとか、防犯カメラを設置するとか、そういった検討はなされていますでしょうか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　今回のですね、トイレットペーパーの無断持ち出しについては学校のほうから伺っておりまして、その際に学校側のほうから野外トイレのほうに柵とか、鍵とかを掛けることができないかという相談はございました。今、見積もりを取っている最中でございます。あと防犯カメラについては入札も終わりまして、設置に向けて今後スムーズに行ければ津嘉山小学校のほうにも防犯カメラが設置されると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。できれば早めの防犯カメラの設置、設置していただけるということでしたので、大体でいいんですが、入札が終わったということですので、いつ頃設置できるか。防犯カメラの設置について、ご答弁いただけないでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　入札は終わっております。学校の行事等の関係もありまして、工事のほういつになるかというか、早めに設置はできると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　この質問には、夜間の侵入者がいて学校側としても困っていると。機械警備になった中で、夜中の防犯体制、あとはこういった備品の持ち出しというのがあるということを聞いておりますので、今回質問しております。現状、この備品の管理体制なんですが、どういった形で管理されているかというのをもし分かれば教えていただけますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　学校の備品とか消耗品に関しては、学校長が管理していると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。では早めにこれを設置していただいて、学校の安心安全を進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　次に（３）運動場の周辺草木なんですが、津嘉山小学校、学校側から見ると奥のほうになりますが、斜面のほうに草木が繁茂しており、なかなか厳しく、ＰＴＡ作業ができないという意見があります。そういった中で草木が伸びて刈るという行程を繰り返していると思うんですけれども、今後の対策として例えば防草シートとか、そういった部分に関して検討する余地はあるのか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。議員がおっしゃる箇所については、４年前にも木のほうを伐採して整備をしております。草の繁茂については、沖縄ですのですごい年中繁茂しているという感じなんですけれども、対策としては私たちのほうも一番何がいいかについて、防草シートなどの方法等も含めて考えていきたいなと思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。できれば夏場もそろそろ落ちてきますので、早めの伐採を希望しますが、いつ頃になりますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　伐採については予算を伴いますので、予算の計上後ですね、速やかに実施したいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。結構草木の伐採、各自治体、各学校、先ほども重太議員からありましたが、大変だと思いますので、この辺、優先順位をつけるんであれば、一番茂っているところからぜひお願いしたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時50分）

再開（午後１時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　皆さん、こんにちは。午前中から引き続き質問をさせていただきます。午後も笑顔で頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

　大問２、幼・小・中学校のクーラーについて。（１）熱中症予防の観点から、現況各幼稚園、学校においてクーラーが故障した際の対応について伺います。（２）定期点検を行っているか伺います。（３）機種によって耐用年数が変わるものと考えます。使用年数が経過すると故障し、部品を発注する際に部品がなく修理できないということを聞いています。今後のクーラー買い替えの対応と運用について伺います。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　質問事項２の（１）についてです。幼稚園や各学校のクーラーが故障した場合は、早急に対応しております。

　（２）についてです。クーラーの稼働前に学校が点検を行い、不具合が見つかれば修繕等を行っております。

　（３）についてです。クーラーの状況に応じて、取替工事を行っております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　教育長、答弁ありがとうございます。まずこの質問の趣旨にはですね、耐用年数がたった、例えば全教室クーラーに入る前に、例えば教室といえば図書館とか家庭科室、理科室が先に入っているときもあります。ただ実際、10年ほど前の部分のクーラーを発注、もしくは部品交換ということになると、なかなか部品がないということの観点で聞きますのでよろしくお願いします。まずクーラー故障した場合にですね、この教室は使っているのか使っていないのか。この運用についてお聞かせ願えますでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。クーラーが故障した場合ですね、子どもたちの熱中症とかもありますので、今回もそうですがスポットクーラー等をリースしたりとかして工夫しながら使っているような状況です。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　スポットクーラー自体がどれぐらい、教室の規模によって変わると思うんですけれども。例えば今回あったケースでどれぐらいの数を導入しているのか、もし分かれば答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。今回、音楽室のクーラーが壊れまして、そちらにスポットクーラー、確実な台数が分からないんですが、二、三台設置して対応しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ただしかしスポットクーラー自体もそんなに冷えないと聞いているんですけれども、その辺に関して何か情報があればお聞かせ願えますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。やはりスポットクーラー、温度もそうなんですが音ですね、少しうるさいということもありまして、少し離して使ったりとかなので、やはりクーラーほど冷えていないということは把握はしています。ただ何らしか使えるようにいろいろな、学校長とも話合いをしながら工夫しているという状況です。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　その観点からですね、クーラー使う場合に、もちろん稼働する期間、例えば、ごめんなさい。何月か分かりませんが、その前の定期点検、あとは幼稚園、小学校、中学校とありますけれども、その辺りの点検のやり方というか、どういうふうに組んでやっているか、確認お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　クーラーの点検については、使用前にですね、学校側のほうで運転できるかどうかの確認点検を行っております。それのほかにもですね、ガスで、令和元年ですかね、普通教室に入れたクーラーについては保守点検も入っていますので、年２回ほど点検を行って、稼働しているかどうかの確認も含めて点検をしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　年２回ということで、安心しました。期間的には大体いつといつぐらいに、このクーラーの点検行っているか、お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　令和元年度に導入した普通教室分、ガス方式分ですね、それの保守点検については年２回の５月と８月に行っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　例えばクーラーが故障した場合に、今早急に対応しますということで答弁いただいていますけれども、ただクーラーの、注文してすぐ来るものなのか。予算措置もあると思うんですけれども、そういった部分の観点から、例えばすぐ交代できるのか、やっぱり時間かかるのか。もしくはこういった部分に関して、先に予算措置できないものか。そういった部分をお聞かせ願えますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。クーラーに関しましては、定期的な点検も行っていますので、いつ壊れるのかというのが、また予測できない、何十年もたっているクーラーとかありますので、それについては予算をですね、予備費から流用するなりしてですね、対応を今回行ったところです。最短で導入できるように、新しいクーラーもしくは修繕ができるように私たちは取り組んでまいりたいと考えています。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。やはり夏場のクーラー、全国的に今かなり熱中症対策が叫ばれている中でですね、やはり昔はクーラーありませんでしたけれども、今はもう前とは環境も違いますので、ぜひこのクーラーの件に関しては切れ目ない点検、修理、行っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。この答弁を終わりまして、次の質問に伺います。

　大問３、生徒増に伴う対策について。令和７年度の児童生徒の増加が見込まれると聞いています。現状の教室数で対応できるか伺います。（２）対応が厳しい場合の今後の対応策を伺います。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　（１）と（２）は関連しますので、一括で答弁させていただきます。児童生徒数の増加などの見込みを立て、教室数を増やす対応を行ってまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。状況によっては教室を増やしていくということで理解しました。もし分かればなんですが、令和７年度、この生徒数、教室数に関しては増減あるのかないのか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。現時点でちょっとまだ集計が出ていないので、把握はありません。ただ津嘉山小学校の校長先生からは、見込で増えそうなのでちょっと調整したいというお話はいただいていますので、また現場で一緒に確認してまいりたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　その場合、津嘉山小はかなり手狭になっているという印象がありまして、その場合教室増とか対応できるのか、現状の中で。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。教室が不足であれば、私たちのほうで教室増を行っていきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　分かりました。じゃあ切れ目のない支援で、教室数が増えた場合でも対応していただけることで理解してよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　そういうふうに対応してまいります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　やはり学校現場としては、教室が足りなくなる、そういった部分の声がありますので、ぜひご対応いただいてですね、よりよい教育環境を整えていければと思いますので、よろしくお願いいたします。この質問を終わりまして、次の質問にまいります。

　大問４、中央分離帯のブロックについてです。（１）町道290号線の中央分離帯ブロックがあり、先日、設置したブロックに車両が衝突し危険との声があります。安全面を配慮した設置なのか伺います。（２）その場所の交差点について早めの信号設置が望まれますが、今後の対応を伺います。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項４、（１）についてお答えいたします。町道290号線の中央側にあるコンクリート側溝は、道路工事完了時に松風苑側の道路が完了していなかったことから、安全に配慮し右折帯への侵入を防ぐため、交通規制材として設置をしました。

　（２）についてです。道路が開通する際は、公安委員会と信号機設置について調整をしてまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　答弁ありがとうございます。答弁内容であります交通規制材、一体どのようなものなのかお聞かせ願います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。コンクリートの側溝を活用して規制のほうを行っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。そのコンクリートブロックに衝突したということがありまして、その辺の設置が本当に安全だったのか。もしくは安全対策ができなかったのかと思うんですけれども、その辺りについて答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　この設置した経緯としましては、交差点がまだできていないということで右折帯への侵入防止材として設置した経緯があります。今現在ですね、視認性が悪いという声もあったことから、クッションドラムのほうを今現在設置しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。そもそもなんですけも、この場所については中央線が引かれている場所と引かれてない場所がありまして、それについてはなぜか教えていただけますか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時13分）

再開（午後１時13分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。290号線の本部公園線のほうについては、まだ中央線のほうは引かれておりません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　引かれない原因とか、早めに引いてほしいと町民の声がありますけれども、その辺りについてお聞かせ願えますでしょうか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。今議員がおっしゃっている交差点部分もですね、以前ちょっと区画線のほう引いてた部分があるんですが、それがちょっと今消えて薄くなっている状況がありますので、こちらのほうも再度区画線のほうを設置していきたいなと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　大体いつ頃引けるのか。ちょっとさっき、ごめんなさい。この町道290号線においてちょっと陥没が見られていまして、その辺りも含めて対応をお聞かせ願います。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。議員がおっしゃっているように陥没等がある箇所については、早急に対応していきます。区画線の設置については、年度内で設置していきたいなと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　先ほどと同じような質問になりますが、今後先ほど申し上げた車両が衝突しない、安全面を配慮した形でですね、今回同じようなことが起きないように対応策をお願いしたいんですが、今後の対応策についてもし対策策があればお聞かせ願います。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時15分）

再開（午後１時15分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　今後はですね、区画線設置を行って、この規制材等が早く撤去できるように関係機関と調整していきたいなと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　早めの対策が求められると思っております。この辺を留意しながらですね、ぜひ安心安全を担保に頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　（２）についてなんですが、この衝突についてはですね、私が思うには信号設置していればそういった事故は防げたのかなと思うんですけれども、その辺り、観点からですね、今後公安委員会と調整してまいりますということなんですけれども、これは今後どのような手続で、早めに設置する方法をお願いしたいんですけれども、その辺りの経緯も含めて答弁お願いできますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　今現在ですね、本部公園線のほうが、松風苑側のほうがまだ道路が開通していない状態でありまして、計画交通量もまだ通過してない状況になります。信号機の設置に関しては公安委員会のほうが行うことから、道路の進捗等を見ながらですね、設置については公安委員会と調整していくような形になると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　ありがとうございます。今回はですね、地域住民からこういった事故があって相談がありました。やはりこのブロック自体ももともと下水管で使っていたブロックなのか、この辺ちょっと分かりませんけれども、この辺があって中央に置いているので、かなり危険という声がありましたので、今後もですね、この安全対策含めて取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時18分）

再開（午後１時18分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。10番　大城勇太議員。

〔大城勇太議員　登壇〕

**○10番　大城勇太君**　皆様、お疲れさまでございます。10番、大城勇太、一般質問に入りたいと思います。

　質問大きい１番、507号バイパスつかざんトンネル付近について。（１）梅雨後もつかざんトンネル内で水漏れが長らく続いたが原因は何か。またその対策は行っているか。（２）つかざんトンネル、高津嘉山トンネルともに、西から東に行くトンネル出口左に土砂が流れているが、今後の対策が必要だと考えるが、本町の見解を伺う。（３）507号バイパス道路標識がいまだに破損したままであるが、取替えの予定はあるか。（４）クニンドー横の木が繁茂しているが、県との調整は進んでいるか。また、道路の苔等なども一緒に要請できないか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１、（１）についてお答えします。管理者である南部土木事務所へ確認したところ、トンネル上部の水はけが悪く継ぎ目から漏水の可能性があるとして、その対策を行ったとのことですが、現在も漏水は続いており、その改善を引き続き管理者に要請してまいります。

　（２）です。山手側の斜面地は個人所有地となっていることから、町としての対策は困難と考えています。土砂流出の対策につきましては、道路側溝やグレーチングの堆積土砂除去等、維持管理を徹底してまいります。

　（３）です。管理者に確認したところ、令和７年度に修繕を行うとの回答でした。

　（４）です。管理者に確認したところ、９月末に維持管理の清掃の契約を行う予定となっており、契約締結後対応するとの回答でした。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　答弁ありがとうございます。まず（１）のつかざんトンネルの水漏れなんですけれども、これ対策を行ったとありますが、今回県の土木建築部とちょっと意見交換した際に、つかざんトンネルの山側のほうですね、これ水漏れと書いていますけれども、本当に水道を開けたぐらいずっと垂れている状況が続いていてですね、これは水漏れどころのレベルじゃないと思って今回質問にしました。これ対策を行ったとのことですけれども、この水道のようにずっと流れている、対策を行ったのか。それとも慢性的にずっと湿っているやつを対策を行ったのか。どちらの対策を行ったのかお聞きします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。確認したところですね、平成27年にこのちょうど継ぎ目の部分に先導水樋、雨水を誘導するような樋を一応設置したということと伺っております。この対策についてはですね、当然常時こう垂れてくるものを誘導する形で対策はしたということですが、あれから10年近く経過はしてはいますので、それが恐らく機能を果たしていないというところと想定されますので、この辺りはちょっと早急に管理者のほうに対策を講じるように要請していきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ただの水漏れではなくてですね、本当にずっと出ている状態だったので。これは地域住民の方から、これは大丈夫かねというふうに、確認事項とともに県の担当者もちょっと把握していなかったので、これはちょっと点検も含めてですね、対策のほうを行っていただきたいと思いますが、引き続き要請してまいりますとのことですが、そのような認識でよろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。そのような認識となります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

　（２）に行きます。このトンネルの土砂なんですけれども、土砂流出の対策については道路側溝やグレーチングの土砂などの撤去の維持管理を徹底してまいりますとありますが、これ土砂流出後になると思うんですよね。やはりその前に止めないといけないような状況だと思いますが、以前この公園計画の中でですね、このトンネルの上、遊歩道の計画があったと思いますが、これがなくなった理由をちょっとお聞きします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。そうですね、平成25年に遊歩道の計画がされています。その際に、実施に移るに当たってやはり山手側の湧水が非常に多いということであったり、地形的な問題とかですね、あと地滑りの兆候が若干見られたというところで、安全面を考慮して実施に至っていないということとなっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。自分のほうもですね、やっぱり地滑り等もあってこの遊歩道の計画がなくなったとお聞きしていますので。これ個人所有地になって、やっぱり県のほうもちょっと触れないよという話があったんですけど、やはりトンネル造った後にですね、この上の方を個人で対策をするとなると、どうしてもやっぱり限界があると思うので、これちょっと地滑り等も含めて、山のほうも少し動いているという話も聞いてますので、それも含めてですね、町も一緒になって対策を講じるということはできないでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。今後ですね、南風原町のほうでこの斜面地についてはパトロールを強化しながら、現状の変状が見られた際には沖縄県関係機関と、沖縄県と連携を図りながら調査などを含めてですね、調査していきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。やはり個人有地でなかなか先にできるということが難しいという話だったので、やはりこれはパトロールも含めてですね、もし何か兆候などが見られた際には早急にできるような体制をつくっていただきたいと思いますので。子どもたちがやっぱり学校のときに通る道ですので、今でもやはり土がまだ残っていて山積みにされている状態ですので、ぜひそこら辺の対策のほうをよろしくお願いしたいと思います。

　（３）は、令和７年度に修繕を行うとの回答でしたので、（４）に行きたいと思います。（４）も、やはり重太議員も一度、道の半分を、ギンネムが半分以上も覆っているということで、これもまだなかなか進んでいないので、これも県と調整したところ、今回９月末に入札でやるということですので、それも含めてですね、道反対のクニンドー山のほうの歩道のほうも、やはり苔が張り付いていて、今もなかなか歩きにくい状態ですので、それも一緒に要請できないかということをお願いしたんですけど、それはいかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。維持管理と抜本的な対策についてですね、先日土木事務所のほうに要請しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。この道もそうですけれども、やはり木もそうですけど、また伐採してそのままだとまた生えてくると思うので、生えないように何かしらコンクリートの間に生えないような、何と言うんですか、緑のノリみたいなものをくっつけるだとか、毎回毎回清掃するのも、要請するのも大変だと思いますので、ぜひ今後生えないような仕組みで要請をしていただきたいと思いますが、そこら辺も含めてお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。おっしゃるようにですね、頻繁に、こう定期的に修繕が出るようなものではなくてですね、今後継続して長く対策が取れるような対策を、引き続き土木事務所のほうと協議しながら要請していきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　よろしくお願いします。

　次に大きい２番、コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種補助について。（１）本町はコロナワクチン接種に今回4,441円の補助を行いますが、65歳以上の方にインフルエンザワクチンの同時接種補助（無料）が行えないか。またはコロナワクチンが接種できない、もしくは接種しない65歳以上の方にインフルエンザワクチンのみの補助ができないか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項２、（１）についてお答えいたします。新型コロナウイルスワクチン接種の有無にかかわらず、町予防接種実費徴収規則に基づき、高齢者インフルエンザ予防接種委託料金5,500円のうち4,500円を町が助成し、1,000円を自己負担する現状で実施してまいりたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　この件も、以前も質問しましたけれども、以前は65歳以上の方または60歳以上の基礎疾患がある方に、南風原町は無料で接種するということをやっていました。やはり今回、コロナワクチン約7,100万円の予算をつけて打つわけですけれども、沖縄県全体的にコロナワクチンを接種する率が悪くてですね、７回打った方が５％程度だと。本町でも、同等の率かなと思いますが、やはりコロナワクチンの予算をつけているわけですから、ワクチンを打たない人を想定してですね、打たない人がいるのであれば、その分インフルエンザワクチンに回せないかというような趣旨ですけど、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　大城勇太議員のご質問にお答えいたします。そうですね、議員のおっしゃる趣旨の予算の使い方は行えませんので。議員が提案するような趣旨での予算は、執行いたしません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　南風原町の一般財源で、また賄う部分が、4,500円を町が助成しますので、どうにかこの接種今から、まだ予算が決まっていないと思いますので、まだつくらないと思いますから、ぜひですね、コロナワクチン接種とインフルエンザワクチン接種の件を同時進行で行えるようなやり方をどうにかできないかなという質問ですけれども。どうにかできるんじゃないかと思いますが、再度答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。先ほどと同様の答弁になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。今、関係機関、医療機関にちょっと聞いてみたところ、コロナワクチンを接種する予定の予約が全くないらしいんですよ。だけどインフルエンザを打つという方が、約14倍の方々が打ちたいということで予約してるそうです。てなると、やっぱり趣旨はコロナワクチンかもしれませんけど、やはりインフルエンザにも65歳以上の方々に、ちょっと重きを、ベクトルを向けてもいいのかなと思いますが、もう一度答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。先ほどと同様の答弁になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　南風原町もインフルエンザの接種率が約52％、8,500名ぐらいの65歳以上の高齢者がいると。約4,500名。あと1,000円増やす、450万円、どうにかできるんじゃないかなと思いますが、最後にもう一度お聞きします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　それでは勇太議員の質問にお答えしますが、これまで同様と同じ答弁になりますので。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　町長、町長ならやっていただけると思いますが、町長の意見もよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまの勇太議員のご質問にお答えいたします。現状ですね、インフルエンザワクチンのほうも5,500円のうち4,500円を町が負担しているわけですね。あと1,000円は町民の方に負担をしていただいていると。今度は新たにコロナもそういったふうな、大体補助率としては同じ率ぐらいでやっていこうというようなことでございまして、コロナワクチンが受ける方がいないからインフルエンザを、補助を大きくするというふうな予算の執行の仕方はですね、ちょっと無理だというふうに思っております。コロナワクチンの接種者が少ないんであればですね、これはちゃんとした国の定期の予防接種でございますので、接種の勧奨を我々やるべきだと思うのであって、その分をインフルエンザに回すというよりは、そうすることよりも逆に皆さん方の議会のご理解もいただいて、インフルエンザの予算を増やしたほうがですね、まだまともな予算の執行だと思いますので。議員のお気持ちも分かりますけれども、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　町長、ご答弁ありがとうございます。あと１回ぐらい質問したら、次はできるかなと思いますけれども。今回の、また新しいコロナのワクチン接種率も見ながらですね、また次に質問したいと思います。

　大きい３番、本町こども行政について。（１）スポーツ少年団や、その他部活、習い事等など、日曜参観日に大会等があり学校を休んだ場合、本町は欠席扱いになる。議長、休憩お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時36分）

再開（午後１時37分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　しかし出席扱いになる市町村もある。公平性を考えて、本町も出席扱いにできないか。（２）本町児童館にクーラー設置の検討はないか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　質問事項３の（１）についてです。学校長は、文部科学省からの通知に基づき、児童生徒が学校の教育活動の一環としてそれらの行事等へ参加しているのかを判断し、該当する場合は出席扱いとすることとしていますので、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項３の（２）についてお答えします。他自治体の状況等も踏まえ、調査検討してまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　学校長の判断というのは前から伺ってはいるんですけれども、同じスポーツ少年団でも、同じ大会に出て南風原町は欠席扱いになっているというふうに聞きました。やはり同じ大会でほかの市町村は出席で南風原町が欠席になると、一律考えて町の方針を示してですね、校長先生に。こういう大会、少年団とか部活とか習い事であれば、やはり何と言うのかな、中学校の部活とはまた違うような部活体制になりますので、それはどうにか町の方針として決めてですね、出席扱いにできないのか。再度、答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。まず町のほうは、出席の取扱いについて基準をつくって学校長へ通知しております。今回、ほかの市町村、近隣の島尻地区の市町村を確認したところ、同じような基準ではありました。この出席扱いに関してなんですが、出席扱いとする事例については文部科学省から、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などに関わる行事等に参加したとき、校長が指導要録の出欠の記録について出席扱いとするということですので、今回おっしゃられていたような習い事とか、そういったところが学校教育の一環として取扱われないものなので、そこは出席扱いはできないということです。ただしここには続きがありまして、出席扱いしないからといって、子どもたちが不利になるような状況はつくってはいけませんので、どうしているかというと、学校は指導要録等に自己欠扱いというふうに書いて、きちんと何々大会、何々に参加して、ちゃんとこういう形でちゃんと活動してますということを記載して、不利にならないようにというような対応をしています。出席扱いに関しては、文部科学省が示す出席の扱いというものに基づいてやっていますので、学校長判断ではありますが、やはり一定の基準の下、対応しているというところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　今の話であれば、例えばこの日だけ日曜日に大会で、校長が出席扱いになる、自己欠になった場合ですね、これは皆出席でも該当するということですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　欠席に、自己欠という形になりますので、皆出席にはならないです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　令和５年にこども庁が発足してですね、こどもまんなか社会の実現に向けたいろんな政策がなされていますけれども、やはり子どもたちにとってですね、一番のこどもまんなか社会は、子どもや子どもの視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、権利を保障されながら健やかに成長できるように後押しすることって書いてあるんですね。やはり学校の一環ではなくてもですね、子どもたちだってやっぱりいろんな部活もやっている、少年団も入っている。やはりそういった中で大会で、全国大会に派遣するという大きな大会の場合は、やむを得ず休みにしないといけない。全国大会をやっぱり目指している方々もいますので、それに含めて自己欠扱いではなくてですね、大会という名目をつくって出席扱いとか、そういったものの名目がつくれないのか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。現時点でそういう細かな基準は厳しいというふうに考えています。やはり学校教育の一環として学校長が判断するときには、一定の責任が伴います。なので、それを大会だからといってというようなものをすぐに設けることは厳しいと思います。国や県がまた方針等を示していく中で、私たちもまたそこについては留意していきたいというふうに考えております。子どもたちの意見ということもあるんですが、やはり中学校のほうではもう皆出席というものをなくしまして、必ずしも大会等で無理に出席という形のために、大会を欠席して学校に来るということがないように、皆出席賞というもの自体をなくしました。なので子どもたちがどういった形で過ごせるか、そういう点も含めて今後話し合っていくべきではないかなというふうに考えてございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。やはり南風原町がこういった欠席扱い、自己欠になると。他市町村は出席扱いになったよとなると、子どもたちのモチベーションもやっぱり変わってくると思うので、それも踏まえてですね、今後やっぱりこういったものも検討していく。校長先生には、スポーツ少年団だから、中学校だからとかいうわけではなくてですね、出席扱いにするのがいいのかなというふうに思いますので、ぜひ今後もこれは審議していただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

　（２）に移ります。クーラーの設置なんですけど、やはりうちの子どもも小学校１年生と２年生いますが、週に１回程度児童館に行きます。児童館に行ったら、もう暑いんですね、やっぱりね。先ほども雅史議員からもあったように、この暑さで児童館、風通しよくするといっても、例えば冬の場合だと窓を閉めてしまいますから、そういった場合も本当に暑くて、子どもたちが帰って来る頃にはもう全身びしょぬれで帰って来るぐらいのものですから。やはりクーラーの設置の検討は、他市町村はやっぱり、那覇はもうほとんどついていると、児童館では。そういったものも踏まえて、南風原町もつけるべきなのかなというふうに思いますが、再度答弁よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。この児童館のクーラーについてですが、まず児童館にクーラーがついていないわけではなくてですね、児童館、図書館やそういった勉強など図書をゆっくり、静かな動きをするところにはクーラーはついております。ついてないのはボール遊びや、走り回ったりする遊戯室の部分がついてない状況がありまして、そういったところについては熱中症対策などで、児童厚生員のコントロールによって休憩タイムを設けたり、水分補給などを促したりをしております。近隣市町村の状況については、那覇市のほうで今申し上げた遊戯室にクーラーがついているということは確認しておりますが、それ以外の市町においては、ついてないということを確認いたしました。以上でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　クーラーを設置してほしいという意見なんですけれども、ちょっと違った視点で考えますと、こちらは一応避難所にもなっているんですね。やっぱり避難所の定義として、災害対策基本法の86条の６にですね、暑さ対策として冷暖房機器の完備と書いてあるんですよ。やはりここが避難所になったときにですね、例えば周りのお年寄りが来ました。夏場に来たときにクーラーがない、そういった場合っていうのは熱中症間違いなくなります。やっぱりそういったものも含めてですね、子どもたちの観点だけではなくて、避難所としての観点も含めてクーラー設置をしてほしいなというのが僕の意見ですけれども、改めて見解を伺います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。特に今年の夏は、沖縄気象台からも発表されたとおり統計上一番熱い夏であったと。そういったことも踏まえてですね、今質問にありました避難所対応も含めて、このクーラーの設置については今後庁内議論を踏まえて検討していきたいと思います。以上でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　分かりました。ありがとうございます。やはり子どもたちもですね、快適に過ごせる、熱中症対策も含めてですね、今休んでいる、１時間に１回ぐらいですかね、水分補給などもしているということですけれども、やはり子どもたちが快適に過ごせるだけではなくてですね、やはり避難所として、４児童館避難所として指定されていますので、本土のほうで調べてみたら、クーラー設置がないので避難所の指定はやめたと、そういう事例もありますので、それも踏まえて今後クーラーの設置をぜひしてほしいなというのが要望ですので、ぜひこれもまた検討に入れていただいて、今後対策していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。これで一般質問を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時48分）

再開（午後１時57分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。15番　知念富信議員。

〔知念富信議員　登壇〕

**○15番　知念富信君**　一般質問を行いたいと思います。一括質問をして一括答弁でお願いいたします。

　では大きい１番、町道に移管されない私道について問う。（１）公共道路になっているが、諸事情により私道扱いの道路は何か所か。（２）兼城相互団地の道路は、水道管の老朽化による全面工事もできない現状にある。打開策はないか。（３）私道扱いで公共下水道管路がなく、各世帯は浄化槽対応になっている。対象世帯は何世帯か。下水道普及事業に影響はないか。（４）照屋、喜屋武、本部の３地区内にも私道により下水道工事ができない所があるか。（５）町道移管に応じないのは、道路の税制の問題か。（６）私道扱いの道路で災害が起きた場合、管路の復旧はどのような対応になるか。

　大きな２番、オンデマンド交通（モビ交通）について。（１）今年の７月から実施したモビ交通（タクシーによる交通確保）は町内３事業所のタクシーで運行するとありましたが、実施状況、広報活動、会員数を問う。（２）実績を踏まえて増車計画をされるのか。次年度以降へ継続できる条件はあるか伺います。

　大きな３番、県道241号線の外灯について問います。（１）県道241号線は信号機の場所以外は外灯がなく、歩道が暗いと苦情がある。外灯設置できないか。（２）歩道に等間隔で配線ケーブルがある。外灯用ではないか。以上、３点お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１、（１）についてお答えします。私道扱いの道路の全体数は、把握はしておりません

　（２）です。所有者に現状を伝え、町への道路帰属を促してまいります。

　（３）です。浄化槽対応になっている世帯数については把握しておりません。公共下水道の配管整備は、私道手前までしか行えず、私道からは個人の排水設備として配管することから工事費が割高になり、下水道接続普及への影響はあると考えています。

　（４）です。３地区において、２か所あります。

　（５）です。税制の問題ではなく、有償でなければ所有権移転に応じられないとの回答でした。

　（６）です。管路の復旧は、管理者が復旧すると考えております。

　続きまして質問事項の２、（１）です。実施状況は、 ９時から19時までの時間を２台のタクシーで運行をしています。広報活動は広報はえぱる、町公式ＬＩＮＥ、店頭や各種メディアでの周知活動やポスティングを行っています。登録者数は９月24日時点で543名となっています。

　（２）です。本年度末に行われる効果・検証を踏まえ、検討をしてまいります。

　続きまして質問事項３の（１）です。道路事業の区間、まず新川交差点から兼城交差点手前は、令和５年度で事業完了しているため、街路灯設置予定はないとのことです。街路事業の区間、これは兼城交差点前から照屋北交差点ですが、それについては局部照明で計画されていることから、連続的な照明計画は予定していないとの回答でした。

　（２）です。街路事業の区間については、当初の設計で連続照明にて計画されていたため、歩道のケーブルは連続照明のケーブルとなっているとのことです。しかし、平成31年度及び令和４年度に、実測交通量に鑑み局部照明へ変更となったとのことです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　ありがとうございました。では質問に入りたいと思います。１番の質問の回答をいただきましたけれども、全体数を把握しておりませんという答弁をいただいておりますけれども、私道扱いは結構いろんなところであるとは思いますけれども、町内において大小あると。例えば20世帯、30世帯とか、また何世帯とか、そういうところはあると思いますけれども、自治会の班単位、例えば１班、２班とか、その単位で私道はそういうところは何か所ぐらいありますか。把握していますか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。住宅密集地で、開発道路についてはですね、町内でおおむね５か所程度と考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　ありがとうございます。今、５か所という形で、大きいところですね、答弁いただいておりますけれども、兼城においても今私が住んでいる相互団地。元南城商会のあった、今＊さんのお家から北側に向かってですね、大体150メートルぐらいありますけれども、そこも私道扱いになっておりまして、そこは前に自分は一般質問で取り上げたことがあるんですけれども、２か所がそれに応じてなくて了解取れてないと。あれは十年ぐらい前の質問だったと思いますけれども、あれから経過してどういう感じの内容になっているか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。今、ご質問のあった元南城商会があったところの下ったところの住宅地の部分ですね、その道路については所有者の方がお二人いらっしゃいます。お一人の方についてはですね、町のほうに帰属してもいいよということのご意向はいただいているところなんですけれども、もう１筆がですね、事業者の所有になっているところで、事業所自体がもう倒産されていて、非常に所有権移転に困難が生じているという状況でございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　答弁いただいたところは、本当に40年ぐらい、50年ぐらい経過している密集地、住宅地でありますので、恐らく浄化槽対応でやっていると思いますけれども、そこにおいては町民が本当に下水道を要望しているところがありますので、もうそろそろ浄化槽が老朽化して漏れているところもあるし、割れているとか、そういうのも考えられますので、ぜひ早めにこの２か所を説得してもらってですね、そこにやっぱり町道認定してもらって、そこにいろいろと下水道から水道関係のあれをやっぱりやってほしいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。再度答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。そうですね、この事業者のほうについてはですね、改めて町のほうに所有権移転ができないかというのを促すようにですね、努力に努めてまいりたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　（１）はこれで終わりたいと思います。

　（２）に行きたいと思います。所有者に現状を伝え、町への道路帰属を促してまいりますという感じで答弁をいただいておりますけれども、そこは兼城相互団地になっておりますけれども、最初はやっぱり、相互団地は宅地開発において道路部分を含めて完成した暁には町道になるべきところでありますので、その宅地評価は道路部分も全部入っているわけね。それがその開発業者が倒産したおかげで、その業者がみんな登記簿を取った形で今所有しているという感じになって、そこに町が、その所有者にお願いしても町で買ってくれという感じの要望になっている感じがありますけれども。この登記取得にはやっぱり合法になっていると思いますか。それちょっと答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時08分）

再開（午後２時09分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。相互団地についてはですね、以前この計画のときに、当然都市計画法に基づいて開発行為を行った上で宅地分譲が行われております。当然そういったことからしますと、この道路用地については当然合法的に所有者の方に登記されているというところとなっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　そうなんですよね。本当は宅地開発が完了して、住宅が全部建っていったら町道に認定しようという感じの思いで開発されている状況があるんだけど、やっぱりその開発業者が倒産したおかげで道路部分が、所有者が下請け業者なのか元請け業者なのか分かりませんけれども、その業者が持っているという感じの今現状になっているわけですよね。それを何とかやっぱり戻すためには、一個人ではなかなか難しいところがありましてですね、これも行政が間に入って説得してもらって、本当はやっぱり帰属される新たな道路部分でありますし、これを取得している自体がちょっとおかしい状況でありますので、これはやっぱりどうしても町で説得してほしいと思いますので、再度、その辺り答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。議員さんおっしゃるようにですね、本来開発行為についてはですね、開発計画の時点でこの道路については自己管理をするのか、町のほうに帰属をするのかという事前で協議をさせていただくことになっています。その中で、相互団地さんについては自己管理ということで今の現状に至っているという経緯がございます。しかしながら当然お住まいの方々には非常に支障が出ているという状況はございますので、これまでも所有者の方には何度か面談させていただいて、その都度状況を伝えさせていただいて、早期に町のほうに所有権を移転できませんかということは促しているところではございますが、また改めて所有者のほうにはですね、所有権移転のほうにご協力いただけないかということを、今後も引き続き促してまいりたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　本当にですね、その相互団地40年以上たっている状況ではありますけれども、本当に前に南部水道が、水道管路を全面復旧しようということで計画されて、所有者にちょっと当たったら、いや町が買ってくれといって話が全然できなくてですね、今のところ、漏水があるところを部分的に今直している状況ありますけれども、やっぱりこの問題を解決するためには、この所有者に説得するのが一番だと思いますけれども。道路部分でありますので、安価で買取りはできるという感じは思いますので、どうしてもやっぱり決裂した場合には、理解得られないときには、やっぱり町が買取りも視野に入れてやるべきじゃないかと私は思うんですけれども、回答お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えさせていただきます。そうですね、冒頭ちょっと申し上げたように、この開発道路であったり公衆道路なんだけど私有地になっているというところは、町内で非常に大小多数あるところでございます。これまでの町の方針としては、やはり町に帰属するからには当然道路整備きちんと整備されているかとか、側溝されてるかとかというところの視点も、将来的に町道認定ができるかというところも含めて協議をしていくわけなんですけれども。その中の条件としては、当然無償で町のほうに帰属を促すというところの方針がございますので、町のほうでこの道路用地を有償で買い上げるということは考えておりません。以上となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　現状的には、大変厳しい状況ではあると思いますけれども、やっぱり所有者にお願いしてですね、今現状放置はできない状況ありますので、やっぱり水道関係も老朽化している状況ありますので、全面的に工事もこれからやらないといけない。その辺り現状をやっぱり報告して、その所有者に理解をもらうような感じでひとつ頑張ってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

　次、（３）です。浄化槽関係の質問ではありますけれども、やっぱり私道であるがゆえに浄化槽が設置されないという現状があるんですよ。今、南風原町は住みよい町として高く評価されている町でありますので、その中でやっぱり公衆衛生上においてもですね、下水道が普及されてないということは、ちょっと残念でありますので、この辺りも含めてですね、行政で何とか解決しないことには、なかなか一個人の所有者がこれをお願いしようとしてもですね、全然解決できないんですよ。これも町が全面的にそういうのを取組をしてやってほしいなと思いますので、答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時15分）

再開（午後２時16分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。先ほどまちづくり振興課長が答弁したとおりです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　やっぱり私道に関しては水道も下水道も一緒でありますので、ぜひ取り組んで普及率を上げるように。今、普及率の報告はありましたけれども、そういう私道扱いの浄化槽関係に関しては復旧率のあれに入ってない状況ありますので、ぜひそれも加味してぜひ上げてほしいなと思いますのでよろしくお願いします。

　次の（４）に行きたいと思います。今、照屋・本部・喜屋武、そこの３か所は今下水道がこれから始まるという感じでやっておりますけれども、そこにもその下水道工事ができないところが２か所ありますよという感じの答弁いただいておりますけれども、その２か所の部分においては何世帯の方が対象になっていますか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。昨年調査設計した際に確認したんですが、１か所の道路当たりで３世帯以上の方の接道になっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　１か所で大体３世帯ぐらいが対象になっていると。下水道できないところがあるという答弁でよろしいですか。課長、もう一度答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　すみません。３世帯以上だったので、そうですね、３世帯以上、複数。大きい箇所では６世帯になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　今、１か所は３世帯、１か所は６世帯ぐらいあるよいう感じの今答弁いただいておりますけれども、やっぱり工事が一連としてやるときに下水道までやらないと、ここで止まって、その方々が次にやりたいというときにも、なかなかできない状況がありますので、その辺りやっぱり私道扱い、どういう感じになるか分かりませんけれども、やっぱり皆さん努力してもらってですね、その世帯も一緒に下水道を設置される、あの家の手前までは設置してもらうという感じでやったほうがいいんじゃないかと思いますので、ひとつ努力よろしくお願いします。

　次（５）です。今、町道に応じないのは道路の税制の問題かということで答弁をお願いしたら、有償でなければ所有権移転に応じられないとの回答でしたとありましたけれども、この道路部分に関しては固定資産税とか、何か税制が優遇されている状況ありますか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。相互団地の道路についてはですね、非課税となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　やっぱり非課税だから何十年放置しても、町が何かお願いした場合には買ってちょうだいという感じになっている状況ありますよね。これ何とかやっぱり、法律改正でもいいから、条例でも、何かそういう感じで課税できませんかね。再度答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　税務課長。

**○税務課長　新垣奈津子さん**　今のご質問にお答えします。まず、道路につきましては公共の用に供する道路につきましては非課税になります。私道の場合は、建築基準法上の道路、位置指定道路については非課税になりますけれども、それ以外については課税になります。雑種地と同様課税になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　難しいですよね。やっぱり非課税だからずっとそのまま置いておいてもいいよと。町から何かあったら、話応じますよと言って、じゃあ買ってちょうだいという感じでなかなか解決しない状況ありますので。できたらもう何か対策ないかなと思いますけれどもね、その辺りは皆さん頑張ってください。しょうがない。

　では次行きます。（６）です。各区道路が災害起きた場合、どういう感じになりますかという内容に対し、道路の管理者が復旧するものと考えておりますということは、土地使用者へは管路の復旧工事に対しての手順は何かありますか。ほとんど所有者は別に置いておいて、例えば所有者に了解を取ってから復旧工事は始まるのか。その辺り、何か手順はありますかね。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。道路内の管路については、当然管路の管理者が復旧するという形になりますが、基本的にはやはり所有者の方の了解をいただいた上で施工するのが一般的かと考えます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　そうですよね。やっぱり災害が起きた場合、所有者がいるんだから所有者に了解を取って初めて復旧作業ができる状況がありますよね。その辺りは所有者にもし何かあった場合には、あなたたちがちゃんとやらないと、復旧しないといけないですよと、所有者ですから、本当はその辺りも含めて説得する以外ないかなという感じありますので、ぜひお願いしたいと思います。じゃあ１番はこれで終わります。

　大きな２番に行きたいと思います。私たち議員に説明があったのは、当初説明では各社１台で運行するという感じの説明があったと思いますけれども、その増車計画を検討するとかいうのは、状況はありますかね。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。モビに関してはですね、町内のタクシー事業者３社で運営しているんですけれども、３社の中で１台１台を出して輪番制を取っている形で、通常は２台で運行しているという形です。ただいまの質問で増車、台数を増やす計画があるかというところのご質問なんですけれども、今年度まだ７月から実証運行を始めたばかりではございますので、今後今年度行われる効果検証の中で課題などを含めて、こういったところで分析をかけた上で検討していきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　登録者数は９月24日時点で543名という感じの答弁いただいておりますけれども、それの月別の登録者数と、今現在２台でこの500名余りが登録されている。中には、お願いしたけどなかなか回ってこないという感じの、もっと増車してほしいという感じの要望もあるわけですよ。この現状、これで足りているかどうか。それを答弁お願いします。月別も分かれば。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。最初の質問ですね、月別の会員数ということで、大変申し訳ないのですが今手元に資料がなくてですね、後ほどまた報告させていただきたいなと思います。もう一つ、利用者の方からやっぱり、「呼んでいるんだけれども、なかなかいっぱいになって来ない」とか、こういった声があるというところで、もうちょっと台数を増やしてほしいという声があるというところを伺ってます。その辺りについてもですね、今年度の効果検証の中で、大体どの時間帯が足りないのかとか、こういった分析を踏まえてですね、最終的にどういった形で取り組んだほうがいいかというのを改善していきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　７月から始まって約３か月で543名の方が登録している現状ありますので、その利用はちょっと分かりませんけれども、とにかく利用者からはもっと増やしてほしいという感じの要望ありますので、その辺りはよろしくお願いしたいと思います。

　（２）に行きたいと思います。本年度末に行われる効果検証を踏まえながら検討していきますという感じの答弁をいただいておりますけれども、このモビの実証実験は１年だったですか、２年だったですか。ちょっと答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　現時点では今年度末までを予定しているんですけれども、予定としては３か年程度実証運行を行っていきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　ありがとうございます。最長で３年間の実証実験をやって、相当定着しているという感じがあった場合は、やっぱり次の継続したいという感じの申請になるわけですか。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。今、予定としてはですね、３年間を踏まえて実証運行をかけていきたいというところで、３年後以降ですね、南風原町としてはできれば本格運行をですね、町のお金を出さなくても事業者だけで運営できるのが本格運行なんですけれども。できれば４年目以降からは本格運行ができればなというところで、この３年間で利用者数であったり、こういった登録者数を増やしていくことによって、実証運行に近づいていけるものだというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　分かりました。大きい２番は終わりたいと思います。

　大きな３番に行きたいと思います。県道241号線なんですけれども、県道241号線は宜野湾から社協をちょっと超えたところまで、大きな県道になっていますけれども、今兼城十字路から社協辺りまでが今街路事業という形でなっておりましてですね、そこの歩道にやっぱりみんな外灯を建てる予定の設計になっているわけよ。当初設計は、外灯が建つように設計されているわけよね。その前の事前調査で、やっぱり外灯必要だなという感じのあれで設計は入っていると思いますけれども、調査で今、計画的に見たら、ちょっと足りないと。車の往来が足りないという感じで削減されているよという感じの答弁をいただいておりますけれども。今、信号のところに外灯が設置されていますけれども、そこの中でも翁長商店のところ辺りは外灯もつかないわけよ。信号のところ、小学校の前とか役場の駐車場に入るところ、その辺りは外灯ついていますけれども、翁長商店のところは外灯もつかない状況あって、普通だったらやっぱり設計上、外灯が設置されるべきなのに設置もしてない。だけどタイルのところには配管用のケーブルが設置されているわけよね。あれは設計では外灯まで設置とかになっていながら、現実はそのまま放置されているというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと自分は思いますけれども、その辺り答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。議員さんおっしゃるようにですね、当初は、街路事業の計画段階では連続照明、ちょっと次の質問の答弁にも重なるんですけれども、当初は連続照明で計画はされていたそうなんですね。ですがその後、平成31年と令和４年に交通量調査を行ったところ想定以上の交通量が出てこなかったというところで、連続照明から局部照明、交差点とか信号機があるところに局部照明に設計が変更がなされたということで伺っていますが、当然議員さんおっしゃるように私たちの意見としても、せっかく連続照明で基礎も打ってケーブルも出ている中で局部照明に変えることが本当にいいのかというのは、当然私たちも疑問がありますので、この辺りについては沖縄県のほうにちょっと要請をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　歩道は結構広い、５メートルありますので広いんですけれども、花の店パステル、そこから町道から来て県道に差しかかるところですね、そこ結構暗くて、結構危険な目に遭ったという感じの報告があってですね、何とかそこに外灯をつけられないかという感じの今要望があるんですよ。それをだから早めに、その辺りだけでもですね。やっぱり歩道だけだったら多少暗くても何とか歩けますけれども、やっぱり車が入って来るところで、車が止まるところと、やっぱり歩道から歩いて来るところが、ちょっと流れが広すぎてですね、歩道が。その辺りで歩行者が見えづらくて、ちょっと危ないところがあったよという感じの報告受けてますので、その辺りはやっぱり県のほうに言って直してほしいなと思いますので、お願いしたいと思います。まずこの答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。今、ご質問のあったパステルから出たところの部分については、管理者、南部土木事務所も一緒に現場のほうを立会いさせていただいて、現場のほうを確認させていただきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　２番にも入っておりますけれども、この実測交通量という感じで今報告ありますけれども、この実測交通量が少なくて連続照明が今局部に変わっているよとありますけれども、この実測交通量というのはどのぐらいが範囲で、これ以上超えたら全部外灯つきますよという感じのあると思いますけれども、その辺りと答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。基準の中でですね、この連続照明については交通量が日当たりですね、２万5,000台以上の場合について設置が望ましいということとなっております。実際、令和３年度の道路交通センサス、交通量の調査の結果としては１万7,069台ということになっていて、想定していた交通量よりもやはり落ちているというところで、局部照明に変更になったということで伺っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　外灯と車とは、本当は関係ないと思うんですよね。車が少なければ余計に歩道は暗い状況ありますので。車の往来があれば車のライトで結構歩道も明るい状況はあると思いますけれども。考え方がちょっと反対になっていないかな。車が少なければ、それだけ外灯も暗い状況ありますけれども、車の往来が多ければ、それだけ明るい状況もあるので歩道も大丈夫と思うんだけれども。一応、県のほうはやっぱりそれでやっているので減らされているという感じがありますけれども、ぜひこれね、町のほうで頑張ってやってほしいと思います。答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　今の中でですね、ちょっと報告させていただくんですが、基本的に道路街路灯とか連続照明、局部照明もそうなんですけれども、街路灯というのは基本的な考え方としてやっぱり車道側を照らす照明になっているんですね。それで当然道路の設計に当たってはやはり基本的には道路側の証明を、安全性を確保するという観点で車道側への安全性を高めるというところで、基本的に歩道側の防犯面、暗いよとかというのは、基本的な考え方としてはやっぱり防犯灯であったり、こういったもので一応対策をするという考え方が基本的な考え方となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　分かりました。とにかく外灯はつけてほしいと思いますので、その辺り頑張ってください。一般質問を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時36分）

再開（午後２時37分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後２時37分）